



年末年始の「燃えるごみの収集日」「ごみの直接搬入」 についてお知らせします

【問い合わせ】環境政策課ごみゼロ推進室(清掃センター内 ☎282-7289)、ひたちなか・東海クリーンセンター(▽予約申し込みに関すること…ひたちなか・東海クリーンセンター予約センター(☎219-5553)▽搬入に関すること…ひたちなか・東海広域事務組合施設課クリーンセンター管理室(☎265-5310))

■ 年末年始の「燃えるごみの収集日」にご注意ください

年末年始の燃えるごみの収集日は下表のとおりです。燃えるごみは村指定のごみ袋に入れて、午前8時30分までに集積所に出してください。

【年末年始の燃えるごみの収集日】

年末年始はごみが多量に出るため収集時間が遅れる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

収集日	年末最後の収集日	年始最初の収集日
月・木曜日の地区	12月28日(木)	令和6年1月4日(木)
火・金曜日の地区	12月29日(金)	令和6年1月5日(金)

■ 年末年始の「ごみの直接搬入」は混雑日を避けて行いましょう

ひたちなか・東海クリーンセンターと東海村清掃センターでは、**年末は12月30日(土)まで、年始は令和6年1月4日(木)から**ごみの直接搬入を受け付けます。両施設とも、年末年始は大変な混雑と渋滞が予想されます。下の「年末年始の搬入受付日カレンダー」を参考に、混雑日を避けての搬入にご協力をお願いします。

【搬入できるごみの種類と搬入受付日時】

場 所	搬入できるごみの種類	搬入受付日時
ひたちなか・東海 クリーンセンター	燃えるごみ	▽月曜日から金曜日まで…午前8時30分～午後4時30分 ▽土曜日(要予約)…午前8時30分～11時30分 ※12月30日(土)のみ午前8時30分～午後4時30分となります。
東海村清掃センター	燃えないごみ、粗大ごみ、資源物、剪定枝葉	▽月曜日から金曜日まで…午前8時30分～午後4時30分(正午～午後1時を除く)▽第2・4土曜日…午前8時30分～正午 ※12月30日(土)のみ午前8時30分～午後4時30分(正午～午後1時を除く)となります。

【年末年始の搬入受付日カレンダー】

	月	火	水	木	金	土	日
	12月25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日
ひたちなか・東海 クリーンセンター		←	混雑予想日		→	要予約	休
東海村 清掃センター	←	混雑予想日				→	休
	1月1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日
ひたちなか・東海 クリーンセンター	休	休	休	要予約		要予約	休
東海村 清掃センター	休	休	休			休	休

【搬入の際の注意点】

- ▽両施設とも搬入できるごみ以外のごみは受け付けませんので、分別してそれぞれの施設に搬入してください。
- ▽実際の混み具合とは異なる場合があります。また、ごみ収集車を優先的に通すことがありますので、あらかじめご了承ください。
- ▽ひたちなか・東海クリーンセンターは、混雑時は日立建機方面(東側)からの右折入場はできません。国道245号方面(西側)からのみの入場となります。
- ▽混雑防止のため、ごみは極力まとめて搬入してください。

12月18日(月)から、年末年始の「ごみの直接搬入」の予約を受け付けます

ひたちなか・東海クリーンセンターでは、搬入車両の渋滞による待ち時間を解消するため、**土曜日と年末年始のごみの直接搬入を予約制**としています。ご利用の際は、インターネットまたは電話での予約が必要です。年末年始(12月30日(土)、令和6年1月4日(木))の直接搬入については、下表をご覧くださいの上、予約をお願いします。

【年末年始の搬入予約受付日時】

搬入日	申し込み方法	予約受付日時
12月30日(土)	インターネット	12月18日(月)午前8時30分～12月29日(金)午後4時30分
	電話	12月18日(月)午前8時30分～12月29日(金)午後4時30分(土・日曜日を除く)
令和6年 1月4日(木)	インターネット	12月18日(月)午前8時30分～令和6年1月3日(水)午後4時30分
	電話	12月18日(月)午前8時30分～12月29日(金)午後4時30分(土・日曜日を除く)

【申し込み】

▽インターネットでの申し込みは…



<https://gomiyoyaku.jp/>

▽電話での申し込みは…

☎ 219-5553

就学援助(準要保護)制度の対象となる方に入学準備金を支給します



村では、経済的な理由により、学校生活に必要な費用の支出が困難な保護者に対し、その一部を支給する就学援助を行っています。令和6年4月に村立小中学校に入学予定の児童・生徒の保護者に対し、入学準備に必要な費用の一部を入学前に支給します。

対象▼令和6年4月に村立小中学校に入学予定の児童・生徒の保護者で▽申請時点で村内に居住している▽【表1】の認定要件のいずれかに該当する▽同居または生計を同一とする扶養義務者がいる場合は【表2】の所得基準②を満たす▽生活保護費を受給していない——の全てを満たす方

【表1】認定要件

認定要件	添付書類
生活保護法に基づく保護の停止または廃止を受けている	生活保護停止・廃止決定通知書の写し
村民税が非課税である	非課税証明書
村民税、個人事業税、固定資産税の減免または国民年金の掛け金の減免を受けている	各税・掛け金の減免承認通知書等の写し
国民健康保険税の減免または徴収の猶予を受けている	国民健康保険税の減免・猶予承認通知書の写し
児童扶養手当を受給している	児童扶養手当証書の写し
生活福祉資金貸付制度による貸し付けを受けている	生活福祉資金貸付決定通知書の写し
経済的な理由で就学が困難である(【表2】の所得基準①を満たす方)	令和5年度(令和4年分)所得証明書等(令和5年1月1日時点で東海村に住所がない方のみ)

【表2】所得基準

扶養親族の人数	①保護者の所得基準	②扶養義務者の所得基準
0人	192万円	236万円
1人	230万円	274万円
2人	268万円	312万円
3人	306万円	350万円
4人	344万円	388万円

※給与所得・年金所得のいずれかがある場合は10万円控除した額となります。

支給額▼▽小学校入学予定者…5万4,060円/人
▽中学校入学予定者…6万3,000円/人

支給時期等▼令和6年2月下旬から3月中旬ごろに、保護者の口座に振り込みます。

提出書類等▼▽申請書(同意欄に同居する全ての世帯主の署名・押印があるもの)▽準要保護認定の要件に応じた証明書類▽印鑑(スタンプ型印鑑不可)▽通帳等(保護者の口座が分かるもの)

その他▼村立中学校入学予定者で準要保護の認定を受けている場合は、申請不要です。

申し込み・問い合わせ▼学校教育課(役場行政棟4階)備え付けの申請書に必要事項を記入の上、添付書類等を添えて、令和6年1月4日(木)から31日(水)まで(土・日曜日、祝日を除く)に、学校教育課企画総務担当(☎282-1711 内線1412)へ申し込みください。※申請書は村公式ホームページからもダウンロードできます。▲HPIはこちら

